

資料12

神奈川県の医療的ケア児支援の概要について



神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害福祉課地域生活支援グループ

0

本日の流れ

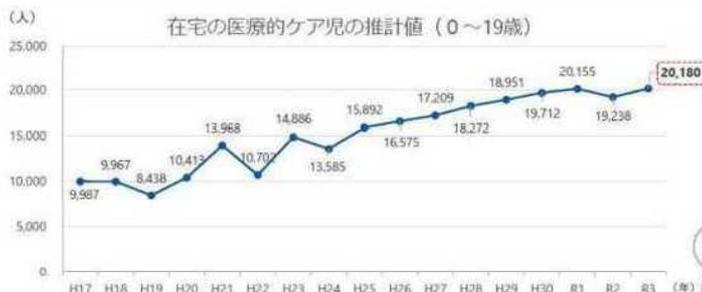
- 1 医療的ケア児について
- 2 医療的ケア児への県のこれまでの取り組み
- 3 かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて
- 4 医療的ケア児コーディネーター養成研修
(神奈川県実施分) について
- 5 神奈川県の今後の取り組み

1. 医療的ケア児について

厚生労働省資料

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉エアウェイの管理、酸素療法、
ネブライザーの管理、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿、等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村裕）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月調査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援課で作成

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

- 第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
- 2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。



Kanagawa Prefectural Government

2

1. 医療的ケア児について

厚生労働省資料

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和3年法律第81号）（令和3年5月11日成立・同年6月18日公布）

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
 - 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒ **医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する**
- ⇒ **安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する**

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- ➔ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○ 情報の共有の促進 ○ 広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○ 研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
➔ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
➔ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

3

1. 医療的ケア児について

医療的ケア児支援法のポイント！！

(1) 目的・基本理念

- 目的：医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職防止
- 基本理念：医療的ケア児及びその家族に対する切れ目ない支援など

(2) 国の責務

- 医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を総合的に実施

(3) 地方公共団体の責務

- 国との連携を図りつつ、医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を実施。
- 保育所、学校等に対する支援、相談体制の整備、情報提供（県・市町村）
- 医療的ケア児支援センターを設置することができる（県）

(4) 保育所、学校等の設置者の責務

- 在籍する医療的ケア児に対する適切な支援
- 看護師等の配置、その他必要な措置

➡ **医療的ケア児やその家族へ切れ目のない支援を実施**

Kanagawa Prefectural Government

4

1. 医療的ケア児について

厚生労働省資料

都道府県別の医療的ケア児数（推計値）及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値
（平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用）

番号	都道府県	人口 (千人)	20歳未満 人口(千人)	医療的ケア児 推計値	医療的ケア児 1万人あたり	医療的ケア児 20歳未満1万人
0	全国	126,933	21,820	17,058	1,344	7,818
1	北海道	5,352	837	615	1,148	7,343
2	青森県	1,293	207	101	0,783	4,891
3	岩手県	1,268	207	130	1,022	6,260
4	宮城県	2,330	399	374	1,504	9,365
5	秋田県	1,010	147	97	0,962	6,610
6	山形県	1,113	184	105	0,946	5,725
7	福島県	1,901	319	199	1,049	6,249
8	茨城県	2,905	504	402	1,382	7,968
9	栃木県	1,966	343	275	1,400	8,022
10	群馬県	1,967	344	265	1,348	7,706
11	埼玉県	7,289	1,257	664	0,911	5,280
12	千葉県	6,236	1,053	758	1,215	7,195
13	東京都	13,624	2,093	2,140	1,571	10,325
14	神奈川県	9,145	1,564	1,094	1,196	6,997
15	新潟県	2,286	379	262	1,145	6,906
16	富山県	1,061	177	115	1,087	6,516
17	石川県	1,151	204	148	1,283	7,239
18	福井県	782	143	100	1,278	6,987
19	山梨県	830	144	90	1,082	6,238
20	長野県	2,088	367	311	1,490	4,476
21	岐阜県	2,022	367	263	1,301	7,166
22	静岡県	3,688	647	559	1,516	4,639
23	愛知県	7,507	1,398	1,044	1,391	7,468
24	三重県	1,808	321	171	0,943	5,312
25	滋賀県	1,413	276	270	1,911	9,783
26	京都府	2,605	439	295	1,131	6,712
27	大阪府	8,833	1,514	1,380	1,562	9,115
28	兵庫県	5,520	975	809	1,465	8,294
29	奈良県	1,356	237	166	1,227	7,018
30	和歌山県	954	162	108	1,130	6,656
31	鳥取県	570	100	124	2,180	12,425
32	島根県	690	119	73	1,063	6,162
33	岡山県	1,915	343	345	1,799	10,044
34	広島県	2,837	509	422	1,487	8,287
35	山口県	1,394	233	131	0,943	5,640
36	徳島県	750	121	67	0,889	5,510
37	香川県	972	169	99	1,014	5,833
38	愛媛県	1,375	232	193	1,406	8,333
39	高知県	721	115	79	1,097	6,877
40	福岡県	5,104	926	796	1,560	4,598
41	佐賀県	828	157	99	1,200	6,327
42	長崎県	1,367	242	169	1,233	6,966
43	熊本県	1,774	325	264	1,487	8,115
44	大分県	1,160	199	142	1,221	7,119
45	宮崎県	1,096	201	185	1,684	9,183
46	鹿児島県	1,637	297	244	1,492	8,224
47	沖縄県	1,439	331	320	2,222	9,660

※1 平成29年度厚生労働科学調査費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告書より抜粋
 ※2 医療機関所在地からの集計結果のため、患者の住所地とは異なる場合もあることに留意

5

1. 医療的ケア児について

神奈川県医療的ケア児の人数（推計値）

※神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業における令和3年度取組状況報告より抜粋
（神奈川県医療課）

【H29～R3年度】

(1) 実施概要

- こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。
※調査対象は配付38機関+こども医療センターの計39機関

(2) 内容

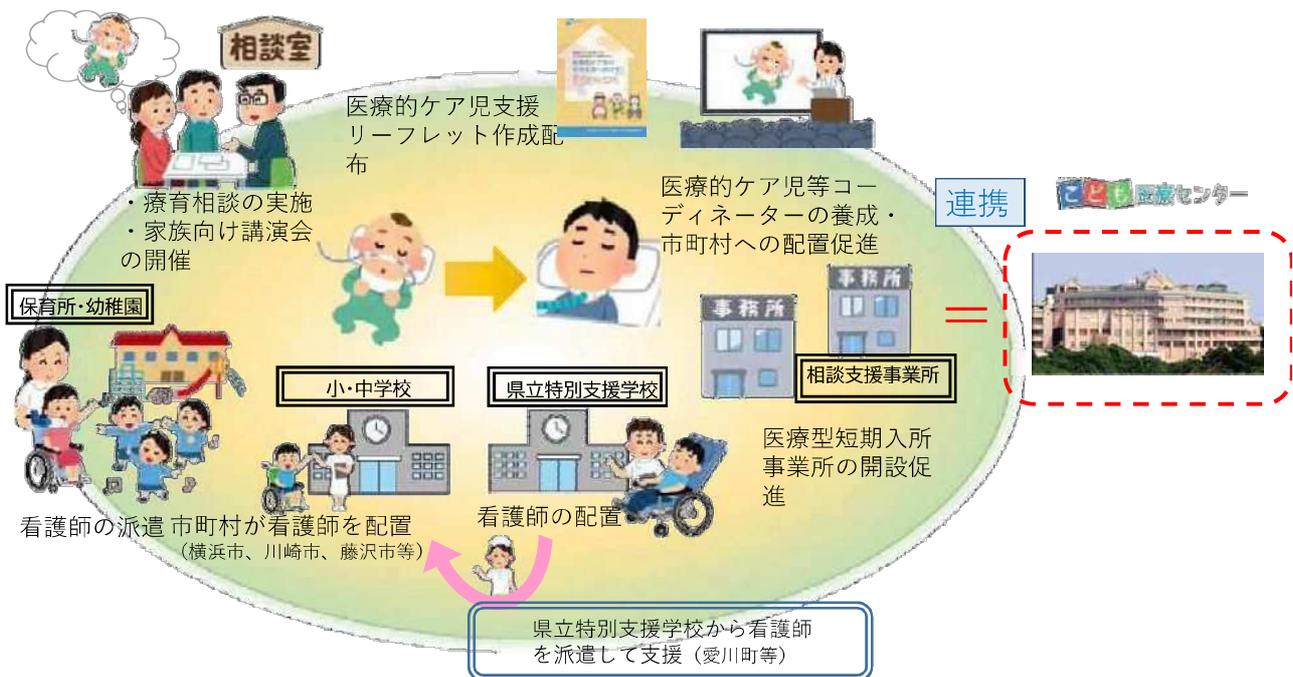
- 対象：外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
- 質問項目：診療報酬別の算定件数

(3) 結果 回答施設数：39施設

診療報酬	H29	H30	R1	R2	R3
C107 在宅人工呼吸指導管理料	149	141	142	132	135
C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料	164	104	85	61	65
C103 在宅酸素療養指導管理料	563	379	378	361	344
C104 在宅中心静脈栄養指導管理料	31	23	20	39	22
C105 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	28	23	27	25	23
C112 在宅気管切開患者指導管理料	104	122	122	109	118
C105-2 在宅小児経管栄養法指導管理料	379	332	291	282	299
C106 在宅自己導尿指導管理料	286	147	153	130	120
C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料	26	5	2	5	4
合計	1,730	1,276	1,222	1,144	1,130

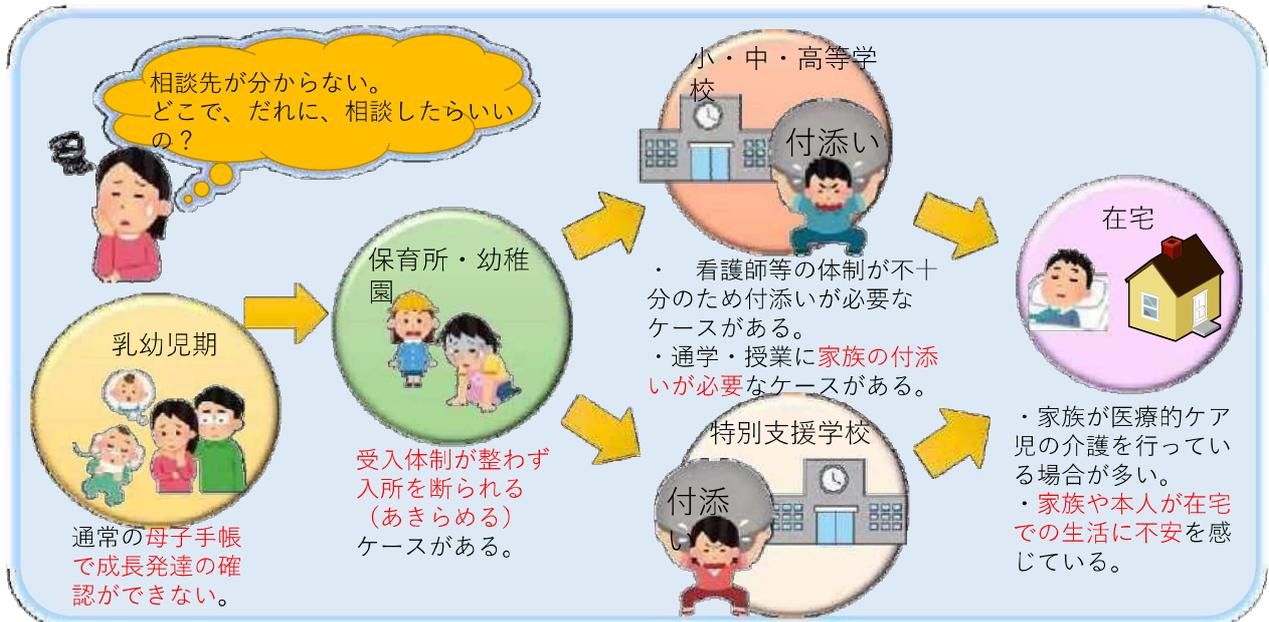
⇒ 平成29年までは増加していたが、以降は減少傾向である。
医療的ケア児の大部分は大病院がメインとなって医学管理を行っている一方、既に地域の診療所も医学管理を担い始めていると推定される

2. 医療的ケア児への県のこれまでの取り組み



2. 医療的ケア児への県のこれまでの取り組み

医療的ケア児支援における課題（保護者の声）

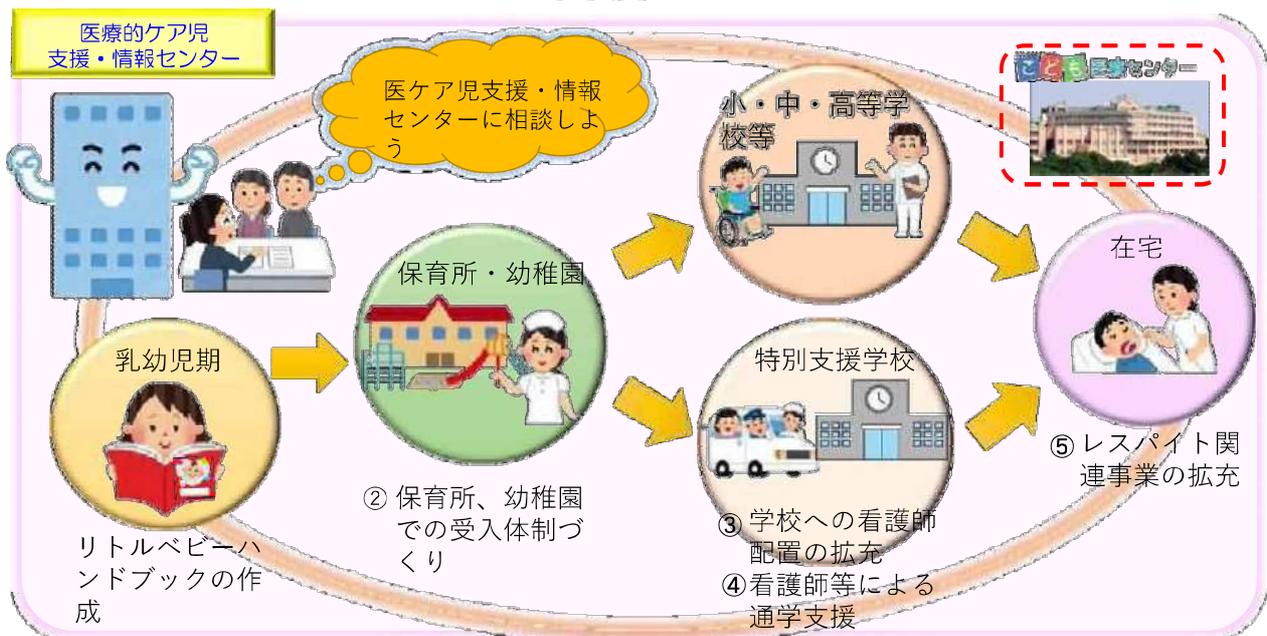


Kanagawa Prefectural Government

8

2. 医療的ケア児への県のこれまでの取り組み

医療的ケア児支援法の施行を受けたR4年度の施策

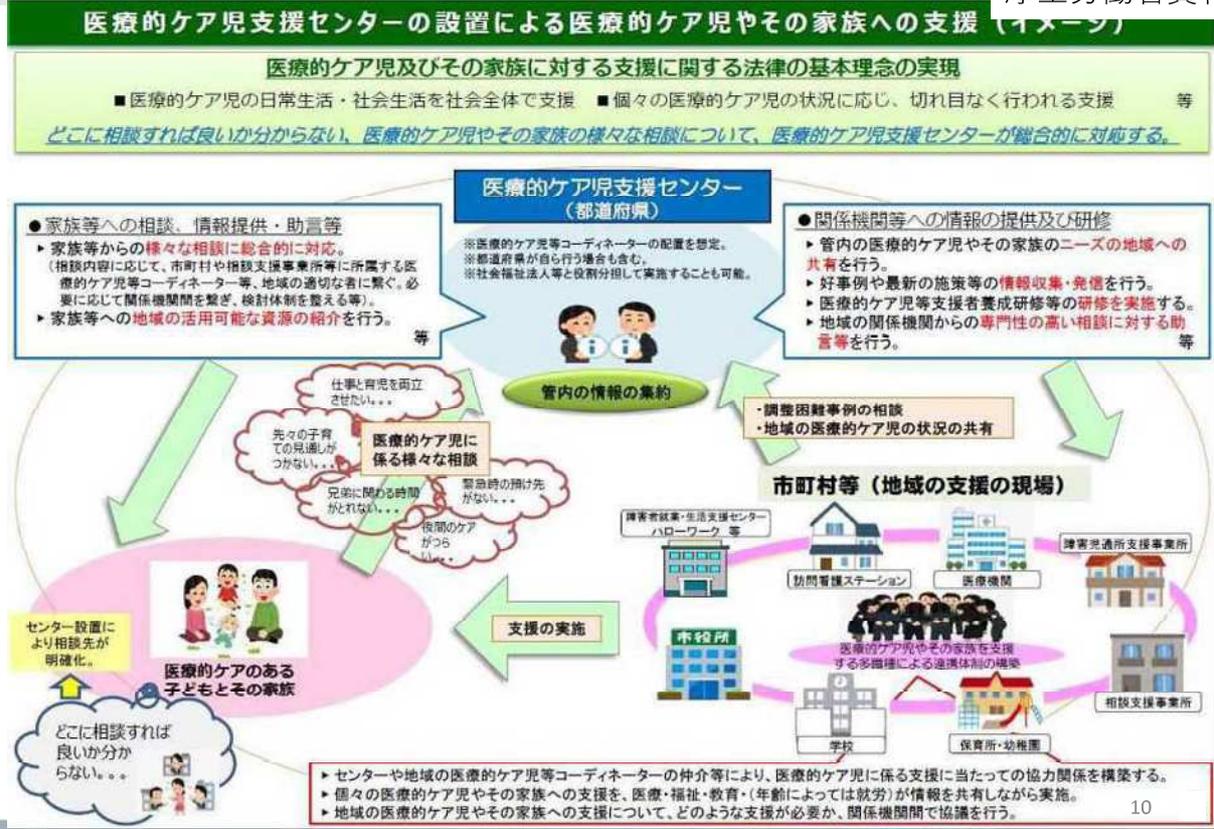


かながわ医療的ケア児支援・情報センターのHPで公開しています。
詳細は各課のホームページ等をご覧ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/list.html>

9

3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

厚生労働省資料



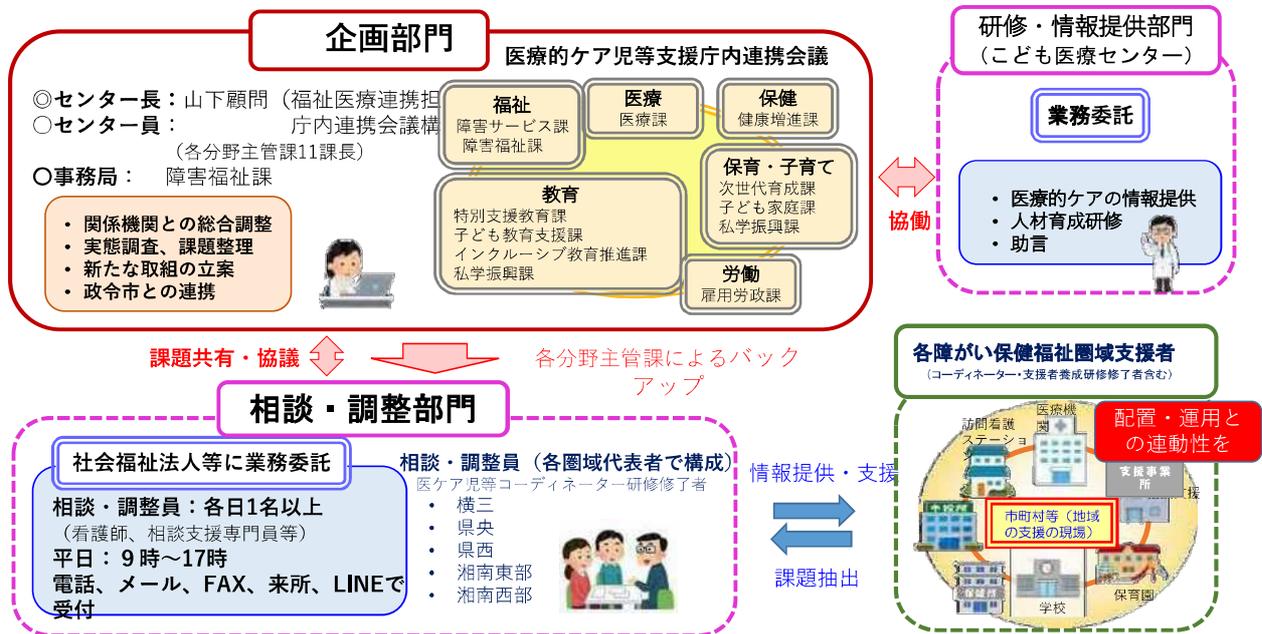
3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

医療的ケア児支援センターの全国の設置状況（R4年9月現在）

【設置済み】 (1都1道1府37県)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県 、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
【令和4年度設置予定】 (1県)	滋賀県
【設置時期未定】 (1府5県)	群馬県、大阪府、和歌山県、広島県、鹿児島県、沖縄県

3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

かながわ医療的ケア児支援・情報センターの体制（5月31日開設）



Kanagawa Prefectural Government

12

3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

相談調整部門の概要について

名称	かながわ医療的ケア児支援・情報センター
対象者	医療的ケア児とご家族、支援者等
窓口の場所	神奈川県東庁舎3階（横浜市中区日本大通1）
相談受付時間	月曜日～金曜日（土日・祝・12月29日～1月3日を除く） 9時30分～16時（12時～13時を除く） 5圏域8名の相談員が日替わりで相談に対応しています
相談方法	相談専用電話 045-227-1255 フォームメール（ホームページ内にリンクがあります） LINE相談 @kanagawa_mccs ファクシミリ 045-201-2051（24時間受付）
ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html

13

3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

相談・調整部門の業務範囲

医療的ケア児等とその家族、支援者を適切な機関につなぐ相談窓口

<個別支援>

- 医療的ケア児等その家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対して助言を行う。
(支援者への支援)

<地域支援>

- 個別支援を通じて抽出された圏域の課題共有し、企画部門において県の施策につなげる。(関わった事例から得られた課題を上にあげていく)
※横のつながりは、自立支援協議会等で共有したい。

3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

相談実績について (令和5年1月25日現在)

相談件数 40件 (完了 26件、継続 10件、経過観察 4件)

- ア 地域 横浜市 4件、相模原市 1件、横須賀市 1件、
藤沢市 4件、平塚市 1件、小田原市 5件、秦野市 4件、
鎌倉市 5件、茅ヶ崎市 2件、綾瀬市 1件、大和市 1件、逗子市 2件、
海老名市 2件、座間市 1件、伊勢原市 1件、愛川町 2件、大井町 1件
県外 1件、不明 1件
- イ 相談方法 電話 32件、LINE 4件、フォームメール 3件、訪問 1件
- ウ 相談種別 親・親族 24件、支援者 16件
- エ 相談内容 診療、医療機関に関する事 8件
手当、補助制度に関する事 1件
保育園、幼稚園に関する事 7件
障害福祉サービスに関する事 10件
養護学校に関する事 9件
移行期医療に関する事 1件
その他 4件

4. 医療的コーディネーター養成研修事業について

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業とは

神奈川県では、平成30年度より、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者の養成研修を行っています。

神奈川県(政令市を除く)で実施する場合の受講要件

次の(1)から(4)のいずれかに該当し、今後、地域において医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う予定のある方

- (1) 看護師、保健師等の医療関係の資格を有する者
- (2) 相談支援専門員、保育士等の福祉関係の資格を有する者
- (3) 特別支援学校の教諭等の教育関係の資格を有する者
- (4) その他、医療的ケア児等コーディネーターを担う能力があると県及び市町村が認める者

4. コーディネーター養成研修事業について

コーディネーターの業務

<個別支援>

- 医療的ケア児等その家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対しても助言を行う **(支援者支援)**。
- 医療的ケア児等とその家族及び支援者への継続的な支援を通して、状態を把握する。 **(モニタリング)**

<地域支援>

- 個別支援を通じて抽出された圏域の課題等を、自立支援協議会等の医療的ケア児等の支援を協議する場で共有し、課題解決に向けた協議を行う。

4. コーディネーター養成研修事業について

医療的ケア児等コーディネーター に求められる資質と役割

- ① 医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- ② 多職種連携を実現するためのパートナーシップ構築力
- ③ 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- ④ 医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- ⑤ 本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画書）を作成する相談支援専門員等へのスーパーバイズ、リスクマネジメント
- ⑥ 地域に必要な資源等の改善、開発に見受けての実践力

「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」4ページ

4. 医療的コーディネーター養成研修事業について

医療的ケア児等コーディネーターの位置づけ

厚生労働省資料

医療的ケア児等コーディネーターの配置について

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

（平成28年9月3日 医政発0603第3号 雇児発0603第4号 障児0603第2号 府子本第377号 28文科初第372号）

関係機関等の連携に向けた施策

一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことを願う。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

（平成29年厚生労働省告示第116号）

医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

【活動指標】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

令和5年度末までに、
各都道府県、各圏域及び各市町村に、
医療的ケア児等コーディネーターを
配置することが基本目標！！

3. コーディネーター養成研修事業について

「神奈川県障がい福祉計画」(第6期)における位置づけ

2 令和5年度の成果目標の設定

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

「医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備が必要であることから、各市町村における「協議の場」の設置とともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進する必要があります。」

<成果目標>

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置。

成果目標	(令和2年度実績)	令和5年度の目標
関係機関の連携のための協議の場を設置している市町村の数	23市町村	33市町村(全市町村)
医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数	7市町村	33市町村(全市町村)

Kanagawa Prefectural Government

20

4. コーディネーター養成研修事業について

(単位：人、政令市実施分は除く)

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
11	研修中止	21	18	50

(2) 圏域別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

横須賀三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	計
9	14	10	12	5	50

(3) 職種別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

看護師	相談支援専門員	その他	計
16	23	11	50

令和4年度の研修修了予定者は14名。

Kanagawa Prefectural Government

21

5. 神奈川県今後の取り組み

今年度(R4年度)の体制

センター

全県(庁内連携会議・企画部門・情報提供部門)

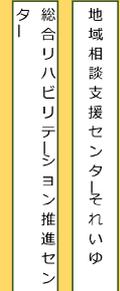
圏域(相談・調整部門)
県庁1か所



横浜市



川崎市



相模原市



市区町村

コーディネーター配置整備中

コーディネーター配置整備済

地域資源



Kanagawa Prefectural Government

22

5. 神奈川県今後の取り組み

R4年度体制の課題

- 県庁1か所では地域の相談に対応できない。
- 地域の支援者支援が行き届かない。
- 市町村によりコーディネーター配置、医ケア児支援策にレベル差がある。
- 政令市との関係が不透明

R5年度体制の方向性

- 「身近な地域で相談を受ける」という原則に基づき、各圏域にランチを設置、政令市と連携。
- 市町村配置のコーディネーターについては、圏域単位でコーディネーター支援、支援者支援を行う。
- 政令市と圏域のリーダーで調整・情報共有し、施策等に反映

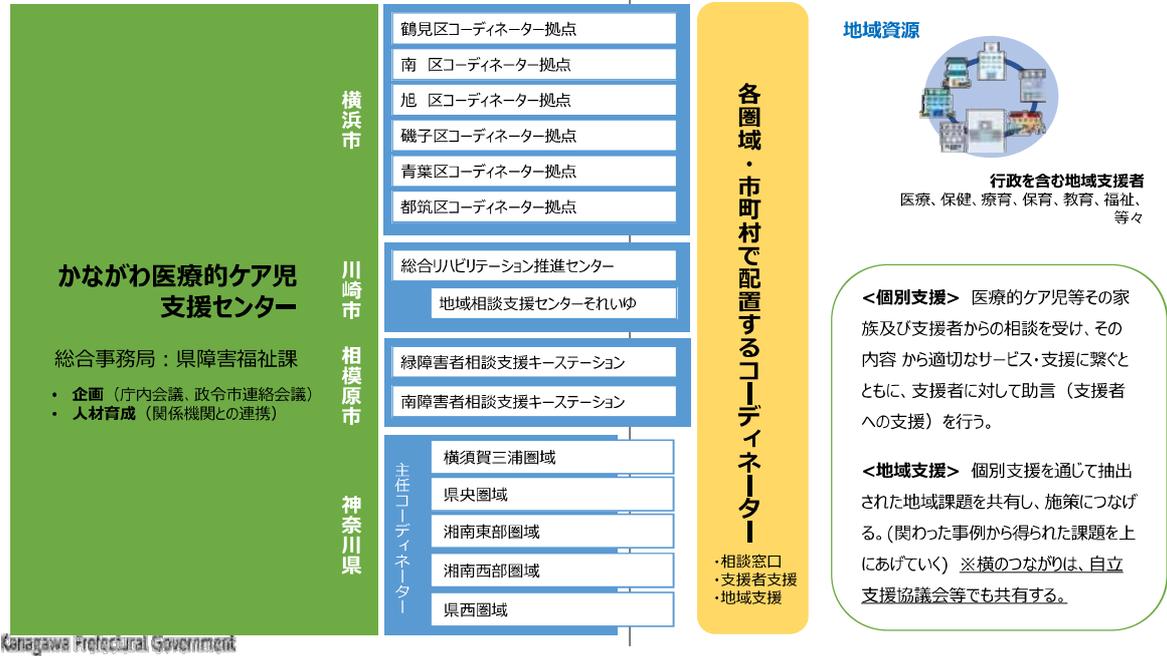


23

5. 神奈川県今後の取り組み

次年度(R5年度)の体制

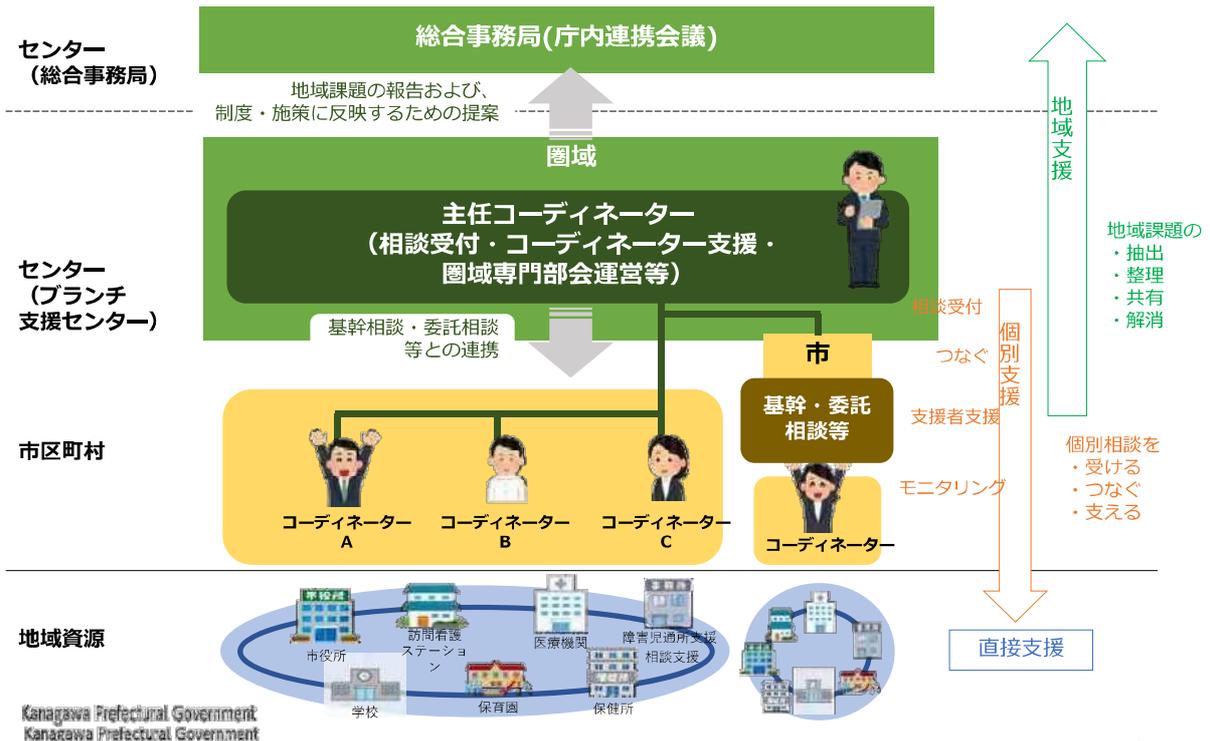
医療的ケア児等とその家族、支援者を適切な機関につなぐ相談窓口



Kanagawa Prefectural Government

5. 神奈川県今後の取り組み

圏域内の体制



Kanagawa Prefectural Government
 Kanagawa Prefectural Government

一部⑦ (7) 医療的ケア児等への切れ目のない支援

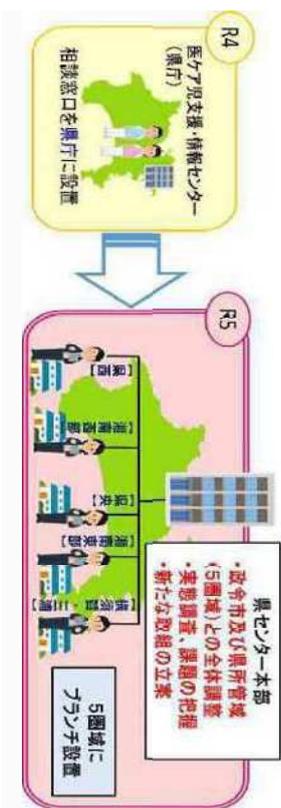
5,372万円

一部⑧ア 医療的ケア児支援・情報センターの運営

2,753万円
(うち拡充分 1,168万円)

地域における医療的ケア児等からの相談に対応するため、令和4年度に開設した、「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」の地域相談窓口（オンライン）を新たに設置する。

【令和5年度の医療的ケア児支援・情報センターの体制】



一部⑨イ 在宅で生活する医療的ケア児への支援

777万円

(障害者地域生活支援関連事業費補助の一部として実施)

在宅で生活する医療的ケア児等を支援するため、家族に代わって介助を行う看護師等の人件費のほか、新たに、非常用電源装置等の購入費について、その費用を補助する市町村（政令市・中核市を除く）に対して一部を補助する。

○ その他 医療的ケア児保育支援事業費補助など

1,841万円

問合せ先	
【3(1)、(2) 専門人材、(3)】	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-1702
【3(2) オンラインソフト】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 課長 河田 電話 045-210-1740
【3(4)、(7)ア、イ】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 課長 鳥井 電話 045-210-4700
【3(5)】	福祉子どもみらい局共生推進本部室 共生担当課長 小手 電話 045-285-0737
【3(6)】	福祉子どもみらい局共生推進本部室 意思決定支援担当課長 岡田 電話 045-285-0549